

雜錄

○田中ふさ子女史の引退

三十五年の長き星霜を、幼兒教育の爲めに捧げられたる本會評議員

芝麻布共立幼稚園

長田中ふさ子女史
は一昨年秋の頃より眼疾に罹られ、今回醫師の切なる勧告によつて愈々三月を以て引退せらるゝ事となつた。

同女史は明治十

六年二月東京女子師範學校師範科を卒業せられ山形縣



師範學校に赴任し、十八年十月同校を辭して直ちに共立幼稚園の保母に聘せられた。これ實に女史が保育界に身を投せられた初めである。二十二年一月私立築地幼稚園長となり、同六月公立京橋區幼稚園長となり大に成績を揚げられた。廿三年三月其當時前記共立幼稚園の顧問、外山正一氏神田乃武氏の懇請もだし難く再び共立幼稚園に歸任して園長の職に就かれた、爾來今日に至る迄終始一貫幼兒教育の爲めに盡された。

抑、女史が卒業せられたる時代は師範、女學校に赴

くを名譽とし之に向ふを以て無上の榮達と考へて居つた者が多かつた、女史は獨り衆と反し、ことに社會よりはあまり顧みられなかつた幼兒教育に専心身を委ねられた、この一事は明かに女史が幼兒教育に如何に趣味をもち如何に確信を持してこれに一身を捧げんとせられたる堅き決意と崇高なる至情の漲つて居られたかを察する事が出来る。

女史は一ヶの園の教育に力を盡されたのみに止

まらず、廿二年以來保母養成の任に當られ、現に女史の薰陶を受けたものが今は全國各地にそれぐ教育の爲めに働きつゝあるもの中々多いとの事である。

かく自ら經營せられたる園の教育に力を致さるる外、保母養成に或は日本幼稚園協會幹事として評議員として又東京市保育會評議員として盡されたる功績は幼兒教育史上没すべからざる者である。

眞に女史は保育界の功勞者で又重鎮であつた、

さればこそ帝國教育會は四十四年十二月女史に對

し多年保育に從事し其功績顯著なりしの故を以て頌狀並に功牌を贈られ、東京市教育會又大正四年十二月表頌狀並に記念品を贈つて女史の功勞を表彰した。幼兒教育界今や益々有爲の人を求むる事切なるの秋に當り、茲に女史の引退せられるゝは斯界にとつて大なる遺憾である、女史庶幾くは今後攝養宜しきを得て再び健康に復され斯界の爲め聲援せらるゝことを。

○全國教育雜誌記者大會の

開催に就きて

都下教育雜誌記者大多數發起の下に、今春五月の候を期し、東京に於て「全國教育雜誌記者大會」を開催することになつたのは、發記者一同の歓喜措く能はざるところである。今左に、本會の趣意・規約を公開することによつて本會の意義を明にし、一は以て全國教育雜誌記者諸君の贊同を促し、一は以て全國教育者諸君の注意を喚起し、斯くて目的の貫徹をはかる一つのよすがにしようと思ふ。

一 本會の趣意

本會開催の趣意は、左に掲ぐる趣意書に明である。

全國教育雑誌記者大會趣意書

文明の大轉換期に際會して教育者の使命頓に重きを加へたると共に、我等教育雑誌記者の任務は特に大となれり。蓋し教育雑誌記者は、文明の原動力たる教育界の先驅者たり戦士たればなり。然るに、在來に於ける教育雑誌記者の間には、他の同僚と相提携して國家教育の進歩に貢献せんとする途未だ開けず、随つて其の勢力は極めて狹少なる範圍に止り内は教育界全體に對して教育權威者たるを得ざると共に、外は教育界以外の社會に對して教育界の代表者たり且教育者の擁護者たるを得ざる憾みなきにあらざりき。斯くして、教育雑誌記者は、其の他の操觚者に比し、其の數は必らずしも劣らざるに係はらず、常に操觚界言論界の一隅に屏息するの止むなきに至れり。こは教育雑誌記者自身のためには勿論、教育界のためにも將に國家のためにも、まことに痛歎すべきことに屬す。殊に今日の如く、教育雑誌記者の任務特に重大を加へたる時に於て、この憂ふべき狀態を目撲することは、自ら教育雑誌記者たる我等の到底忍び得る所に非らず、然り、我等は一日も速に斯る狀態を改善し以て我等の使命の貫徹に力めざるべからず。然らば、如何にすればこの目的を達するを得べきか教育雑誌記者各自實力の充實と人格の高上となはかるべきは勿論なれども、當面の緊急事は、全國教育雑誌記者が一致團結して相互に砥礪すると共に、最高使命貫徹のために力圖することにより、内は教育界に對し、外は一般社會に對して、眞に權威ある一大勢力たらんことを努むるにありとす。これ、我等が今般斷然として全國教育雑誌記者大會の開催を企圖したる所以に外ならず。

實に、本會開催の趣意は、全國教育雑誌記者が一致團結し教育上の輿論を喚起し、以て眞に全國教育者の好侶伴たり、眞に全國教育界の良戰士たることを期するにありとす、全國教育雑誌記者諸君、希くば我等が微衷を諒とし、斯道のため奮してこの專に參同せられんことを。

二 本會の規約

本會の規約は左の如くである。

全國教育雑誌記者大會規約

一、本會は全國教育雑誌記者互に氣脈を通じ、一致團結して有力なる教育上の輿論を喚起するを以て目的とす。

二、本會は全國教育雑誌記者大會と稱す。

三、本會の事務所を東京市神田區一橋通帝國教育會内に置く。

四、本會は東京市に於て開く。

五、本會の會期は五月上旬中の三日間とす。

六、本會は左の役員を置く。

 會長　一　名　　副會長　一　名

 評議員　若干名　　幹事　若干名

七、本會の經費は都下教育雑誌發行所の寄附金及び地方贊同者の醸金を以て之に充つ。

寄附金は拾圓以上とし地方贊同者の醸金は參圓とす。

附 則

此の規則を實行する爲めに追て細則を定むるものとす、

